

安芸高田市総合計画基本構想（素案）への パブリックコメント募集要領

安芸高田市の今後 20 年を見据えた安芸高田市総合計画基本構想を策定しています。
これまで、各種団体へのヒアリング、子育てワークショップ、市民・中学生・高校生アンケート、シンポジウムなどを通して、様々な意見をうかがってきました。

これらの意見を踏まえながら、基本構想の素案を作成したので、市民をはじめ、安芸高田市に関係する皆さまからの意見を募集します。

幅広いご意見をお寄せいただけますようお願いいたします。

1. 意見の募集期間

2025 年 3 月 27 日（木）～4 月 25 日（金）必着

※郵送の場合は、4 月 25 日（金）消印有効

2. 計画（素案）の閲覧場所

・市政企画課（本庁舎第 2 庁舎 2 階）及び各支所窓口

・安芸高田市ホームページ

<https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/kikaku/sohkei-public/>



3. 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に通勤、通学されている方
- (3) 計画の内容に利害関係を有している方

4. 意見提出要領

(1) 記載要領

- ・意見書の様式は自由です。（参考様式はお示しします。）
- ・意見書には、3.意見を提出できる方の区分（(1)～(3)）、氏名（団体の場合は団体名、代表者名）、住所、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記入して、提出してください。
- ・意見書は日本語で記載してください。
- ・件名は「安芸高田市総合計画基本構想（素案）に関する意見」と明記してください。

(2) 提出方法

以下のいずれかの方法により提出してください。

ア 郵送の場合

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地

イ WEB フォームの場合

Web フォーム又は LINE のフォームに入力

WEB



LINE



ウ ファックスの場合

FAX 番号 : 0826-42-4376

エ 持参する場合

市政策企画課及び市役所各支所

(3) 留意事項

- ・窓口及び電話等での口頭による意見の受付は行いません。
- ・頂いた意見に対して、個別の回答は行いません。
- ・頂いた意見について、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があります。

5. パブリックコメント結果の公表結果

- ・頂いた意見と、意見に対する市の考え方等を整理し、市ホームページなどで公表します。
- ・この際に住所、氏名等は公表しません。

6. お問い合わせ先

安芸高田市 企画部 政策企画課

電話 0826-42-5612

ファックス 0826-42-4376

住所 〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地

